

午前九時〇〇分開議

○議長（繁田拓治君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（浦真彰君） おはようございます。

報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、令和8年度税制改正において改正されました軽自動車税環境性能割の廃止、住宅借入金等特別税額控除適用期限の延長、家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点の見直し等が主な内容でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、原則として令和8年4月1日から施行されることとなりましたので、当町税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

なお、お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

以下、美浜町税条例の一部を改正する条例について、要約してご説明申し上げます。

まず、軽自動車税の改正として、軽自動車税環境性能割の廃止についてでございます。環境性能割は、令和元年に自動車取得税の廃止に伴い導入された車両の取得時に課される税でございます。環境性能割が令和8年3月31日をもって廃止されることに伴い、軽自動車税種別割を軽自動車税に改めるものでございます。

次に、個人住民税の改正として、住宅借入金等特別税額控除適用期限の延長についてでございます。個人住民税の住宅ローン控除は、前年分の所得税について住宅ローン控除の適用を受けた場合に、所得税額から引き切れなかった額について個人住民税の住宅ローン控除の控除限度額の範囲内で控除されます。今回の改正は、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年間延長し、令和12年12月31日までに居住を開始した場合に適用することとするものでございます。

次に、固定資産税の改正として、家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点の見直しについてでございます。家屋に係る免税点を20万円から30万円、償却資産に係る免税点を150万円から180万円にそれぞれ引き上げる改正でございます。

その他、関係法令の改正に伴う項ずれ等の規定の整備を行っております。

以上が改正の主な概要でございます。

やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（繁田拓治君）　これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君）　ただいまの細部説明で、税の種別というんですかね、何々税、何々税についての改正だというご説明はあったんですけれども、ちょっと言い方、ひねた言い方かも知れませんが、これ議会へ提案なので要は全町民さんへの説明ですよ。この二十何ページの対照表を見ても、以前からよく対照表にもう一つ説明が欲しいみたいなことは半分冗談的に申し上げていたこともあると思うんですけれども、とても理解し難いです、このような形では。

そこで、これをやったからいいではないんですけれども、例えば今は税種別でこういう改正、こういう改正という説明ありましたが、それ以外に例えばこれは呼称の変更なのか、率の変更なのか、額の変更なのか、対象物なのか、期間、期限の変更なのかとか。また、逆に上位法、関連法その他新設なのかとか、そんなふうな形で、例えば仮にですよ所得税なら今回は上位法のこういうふうになって、かつ期限がこういうふうに変更になりましたとか、そんなふうな、それもまあ全部説明いただいたからといってなかなか理解はし難いと思うんですけれども、そういうふうな形での書面というのをお作りしていただけるというふうなお考えはないでしょうか。

○議長（繁田拓治君）　税務課長。

○税務課長（浦真彰君）　谷議員にお答えします。

谷議員がおっしゃることもご理解、もちろんかなりこういった形の改正の多いものがございます。今回の改正につきましては、軽自動車税の伴う規定の改正というのがかなり多ございまして、ほとんどが法律改正に合わせて改正ということで、上位法の地方税法等々の改正ということでございます。資料ということでございますので、また検討して、できるだけ作成したいと考えております。

以上です。

○議長（繁田拓治君）　9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君）　質問の方という、要は役場というか日本の国は申請主義ですよ。ということは、これだと納税者というか、そういう納税義務者が書類をただで簡便に申請ができるというような形を取ってしかるべきというのは当然の意見だと思いますが、そういうような形もありますので、今まあしっかりご答弁いただいたので、できるだけ必ず、必ずというか住民の皆さんに分かるような方向のものを作っていただけるという、そういうご理解でよろしいですか。

○議長（繁田拓治君）　税務課長。

○税務課長（浦真彰君）　主要な改正等につきまして資料を作りまして、国等の資料も併せましてホームページ等に掲載させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君）　ほか、ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第2 報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、法改正により国民健康保険税に係る賦課限度額の引上げ及び低所得者の軽減判定取得の見直し、子ども・子育て支援納付金課税額の規定の整備を行うものでございます。地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、当町国民健康保険税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

今回の改正は、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げることにより、保険税負担の公平性の確保及び中間所得層の保険税負担の軽減を図り、また低所得者に対する軽減対象範囲を拡充するもの、子ども・子育て支援制度の創設に伴う子ども・子育て支援納付金課税額の規定を整備するものでございます。

なお、お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

以下、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、条文に沿ってご説明申し上げます。

第2条第2項は、基礎課税額に係る課税限度額を現行の66万円から67万円に増額するものでございます。

第2条第5項は、子ども・子育て支援金課税額の限度額を3万円に定めるものでございます。

第9条の3から第9条の6につきましては、子ども・子育て支援納付金課税額についての規定でございます。

第9条の3は所得割額に関する規定で100分の0.3、第9条の4は均等割額の規定で被保険者1人につき1,156円、第9条の5は18歳以上被保険者均等割の規定で18歳以上1人につき35円、第9条の6は世帯別平等割の規定で特定世帯及び特定継続

世帯以外の世帯では766円、特定世帯では383円、特定継続世帯では574円にそれぞれ定めるものでございます。

第23条は国民健康保険税の減額についての規定でございます。

第23条第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき現行の30万5千円から31万円に改正し、第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき現行の56万円から57万円に改正して、低所得者の軽減対象範囲を拡充するものでございます。

その他、関係法令の改正に伴う規定の整備を行っております。

最後に、附則でございますが、第1項の施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

第2項では、改正後の条例の規定は令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することを規定しています。

以上が改正の主な概要でございます。やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） よくお聞きするんですけれども、当初予算でも聞いたのかちょっと記憶がないんですが、要はざくつとというか、被保険者が40から45歳ぐらいで所帯の年収が約400万、配偶者1名でしょうけれども、就学児と未就学児が各1名ずつと4人ぐらい、こういうふうないわゆる標準所帯で、かつ資産といっても課税というか評価額で数百万の自宅所持程度で、大体どれぐらいの保険税額になるんですかね。

それと1点、和歌山県内とか全国でこの健康保険税タイプ以外のところというのはかなりあるんでしょうか。

それと、多分美浜町の所帯で3千円、ちょっとすみません、数字忘れちゃったけれども、それぐらいのどれぐらいの占有率になっているのか。また、被保険者の年代にしても、それに対する扶養者、扶養者はそれぞれがどれぐらいというか、美浜町の住民に対してそれぞれどれぐらいをこの国民健康保険にご加入いただいているのかとか、そういうふうな数字、今、お示しできますか。

○議長（繁田拓治君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） まず、標準世帯の税率ということでございます。

全体の、医療も含めました、子ども・子育ての金額じゃなくて全体、子ども・子育ての金額で。はい、分かりました。今回新設されました子ども・子育ての金額でお答えします。

4人世帯で世帯主、配偶者、未就学児がお2人で給与収入が480万円の世帯で申しますと、子ども・子育ての金額ですけれども、年間で1万2千円になります。単身世帯で所得がない方につきましては、年間500円になります。高齢者の2人世帯、年金収入で

世帯年金収入で280万円の場合ですね、子ども・子育ての保険額につきましては年間2,900円、試算モデルケースとしましてはこういった金額になってございます。

もう一つ、保険税以外の自治体ということでございますけれども、こちらのほうで今ちょっと把握してございません。申し訳ございません。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（大串千秋君） 谷進介議員にお答えいたします。

令和8年4月末現在の国保の世帯数なんですけれども、960世帯で1,382名、被保険者数が1,382名になっています。そのうち、18歳未満の子どもさんが86名。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 急に細かいこと言ってすみませんでした。

子ども・子育てのそれは分かりましたけれども、総額の健康保険税額も今、分かりますか。いわゆる標準世帯というところの健康保険税額、お願いします。

○議長（繁田拓治君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 谷進介議員にお答えします。

標準世帯、4人世帯で給与収入480万円、お子様2人の場合ですね、年間で子ども・子育ての金額を合計しまして57万8,900円になります。

以上です。

○議長（繁田拓治君） よろしいですか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第3 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中西幸生君） おはようございます。

報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）について、細部説明を申

上げます。

3月議会の補正予算におきましてお認めいただきました10件の事業について、地方自治法第213条の規定により繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書の報告をするものでございます。

1件目の総務費、総務管理費につきましては、公用車購入事業でございます。繰越額は483万5千円で、その財源は一般財源でございます。

2件目の総務費、総務管理費につきましては、物価高騰対応定額給付金事業でございます。繰越額は1,436万円で、その財源は国県支出金513万2千円、一般財源922万8千円でございます。

3件目の総務費、戸籍住民基本台帳費につきましては、住民基本台帳システム改修業務でございます。繰越額は70万4千円で、その財源は国県支出金でございます。

4件目の総務費、戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍システム改修業務でございます。繰越額は261万5千360円で、その財源は国県支出金261万5千円、一般財源360円でございます。

5件目の民生費、児童福祉費につきましては、物価高対応子育て応援手当給付金事業でございます。繰越額は6万円で、その財源は国県支出金でございます。

6件目の衛生費、保健衛生費につきましては、水道事業会計出資金でございます。繰越額は953万4千円で、その財源は一般財源でございます。

7件目の消防費につきましては、小学校スロープ新設事業でございます。繰越額は576万4千円で、その財源は地方債570万円、一般財源6万4千円でございます。

8件目の教育費、教育総務費につきましては、新しい美浜の学校教育に関する基本方針及び小中一貫教育学校の整備に関する基本構想・基本計画策定業務でございます。繰越額は1,012万400円で、その財源は一般財源でございます。

9件目の教育費、中学校費につきましては、松洋中学校施設外壁等改修事業（屋内運動場）でございます。繰越額は5,973万円で、その財源は国県支出金1,022万6千円、地方債4,950万円、一般財源4千円でございます。

10件目の教育費、社会教育費につきましては、入山分館トイレ改修事業でございます。繰越額は1,584万8千円で、その財源は既収入特定財源2万7千円、地方債1,580万円、一般財源2万1千円でございます。

以上10件の報告でございます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

本件については、議会の承認事項ではありませんので、これで議了します。

日程第4 報告第4号 建設改良費繰越計算書の報告（美浜町水道事業会計）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 報告第4号 建設改良費繰越計算書の報告（美浜町水道事業会計）について、細部説明を申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費の一部を翌年度に繰越しをいたしましたので、同条第3項の規定により報告をするもので、繰越額は3,495万6千円、財源につきましては、損益勘定留保資金3,495万6千円でございます。

事業の内容は、送水管移設と導水ポンプ修繕となっております。

送水管移設の繰越理由につきましては、関連工事との工程調整によるものでございます。

導水ポンプ修繕の繰越理由につきましては、通常ポンプのオーバーホールのため予備機へ切り替えた際に不調が見受けられ、経過観察を行っていたところ故障が発生し修繕を要したことによるものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

本件については、議会の承認事項ではありませんので、これで議了します。

日程第5 議案第1号 美浜町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。住民課長。

○住民課長（岡田啓介君） 議案第1号 美浜町印鑑条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、印鑑登録申請時の印鑑について、登録を拒否する内容をより詳細に明記したものと、印鑑登録証明の申請及び多機能端末機による印鑑登録証明の申請について、個人番号カードと在留カード等が一体化され、「個人番号カード」と規定しているカードが「個人番号カード」、「特定在留カード」、「特定特別永住者証明書」の3種類が個人番号カードの機能を持つことから、複数に対応できるよう語句を追加するものです。いずれも外国人住民に関する内容の一部を改正するものでございます。

以下、条文に沿ってご説明いたします。

第6条の改正について、現在、外国人住民の印鑑登録拒否について規定されていますが非漢字圏外国人住民の印鑑登録について、氏名に片仮名表記又は一部を組み合わせたもので表されていない者は印鑑登録できないとあります。今回、国が進めている地方公共団体情報システムの標準化に併せ漢字圏の外国人住民について追記することで、システムの標準化に伴う事務に対応していくものとなります。

第14条の改正は、印鑑登録証明の申請について、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人番号カードと在留カード等が一体化することにより、個人番号カードと規定している1種類のカードが「個人番号カード」、「特定在留カー

ド」、「特定特別永住者証明書」の3種類が個人番号カードの機能を持つことから、「個人番号カード」の表記から特定在留カード、特定特別永住者証明書を含め「個人番号カード等」と追記し複数に対応できるよう改正するものでございます。

第14条の2の改正は、多機能端末機による印鑑登録証明の申請についてですが、第14条の改正と同じく、個人番号カードと規定している1種類のカードが「個人番号カード」、「特定在留カード」、「特定特別永住者証明書」の3種類が個人番号カードの機能を持つことから、「個人番号カード」と単体の表記から特定在留カード、特定特別永住者証明書を含めた「個人番号カード等」と追記し、複数に対応できるよう改正するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 今回のこれを見て、改正案というかこの新旧対照表を見ても要はつらつらと書いて、これがすっきり理解ができないので改めて聞く次第ですけれども、そもそも漢字圏、漢字圏の外国とかまた漢字圏の外国人という定義はあるんですか。具体的にどことどこか分かるのであればですよ、分からなかったらいいですけれども、国のどこかの法律に漢字圏の国というのはここここみたいなものがあるのかなのか。何か漠然として、ちょっと仲間で話し合ってもどこよというような疑問が単純に、具体的に言うと例えば日本とか中国とか、では韓国はどうなの、ハングルが違いうだろうし云々とか、その辺もいろいろ疑問が出たので、規定があるのであればご説明を願いたいし、今、示されないのであれば後からでもご報告をお願いしたいです。

要は、漢字で表記されていなかったら駄目ということですね、これ本国で。じゃ、日本人は別なのか。何か、姓も名前も平仮名の方はこういうのはどんなになるのか、これは今回関係ないのか。でも印鑑登録やから関係あるんですね。そのあたり、ちょっと低俗というか、もうそういう質問かも分かりませんが、ひとつよろしくご説明をお願いしたい。

○議長（繁田拓治君） 住民課長。

○住民課長（岡田啓介君） 谷進介議員にお答えいたします。

非漢字圏や漢字圏の外国ということなんですけれども、非漢字圏の外国というのは漢字を主要な文字として使わない国ということで、例えばアメリカであったりフランスであったりロシアであったりというような国になります。漢字圏の外国というのは漢字氏名を持つことが一般的ということで、例えば中国であったり台湾であったりというような外国になります。

それと、あと今回の改正の目的ということで、印鑑条例の第6条の第1項というのが今回の新旧対照表では略とさせていただいているのですが、住民票に記載されている氏名等や登録する印鑑の状態、大きさ等について登録拒否の内容を定めているものでございます。改正案になります第2項は、外国人住民が印鑑登録する場合の登録拒否の内容を定めたも

のとなっております。外国人登録の拒否の内容の具体的な例につきましては、住民票に記載されている氏名、通称、通称の一部、氏名の片仮名、その一部を組み合わせたもの以外が登録できませんという内容になっています。もともと外国人住民の住民票に記載されている事項以外の文字や記号等を用いた印鑑は登録できないと、非漢字圏の外国人住民のみに定めていたものに、漢字圏の外国人にも通用しますという今回の改正になります。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 今回の今回の改正の内容は分かりました。

もう一点、先ほどちょっとしゃべり方が悪かったのか、漢字圏という国の規定はちゃんとあるんですか。今、ちょっと例示的に中国、台湾とかいうふうなことをおっしゃっていただいたんですけれども、あるのかないのか。今、分からないのなら別にいいです。いいですというか、後からでもいいですけれども、国なりそこで規定があつてこことここというふうになっているのか、なっていないのか、単純に知りたいということでの質問なんです、いかがですか。

○議長（繁田拓治君） 住民課長。

○住民課長（岡田啓介君） 谷進介議員にお答えします。

今までは、ただ今回の改正というのはシステムの標準化に合わせて、もともと事務の中では非漢字圏のみのルールで記載していたんですけれども、今回その漢字圏というのも新たに条文に出すことによって同じ事務をしていくという形になります。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（野田佳秀君） 議案第2号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、国家公務員災害補償法に基づく人事院規則において、職員の災害補償で規定する葬祭補償の額が改定されました。

このことにより、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額の改定が行われたことにより、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、第18条中「31万5千円」を「33万円」に改めるものでございます。

附則として、第1項は施行期日で、この条例は公布の日から施行いたします。

第2項は経過措置でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 新旧対照表をちょっと読ませていただきました。

そこで、葬祭補償として33万円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給するとありました。そこでこの条例はこれだけしか、改正のところしか書いておりませんので、その補償基礎額ということについては具体的には条例に載っているのかも分かりませんので何なんですけれども、この補償基礎額の規定というんか、どういうことで、具体的にこれに30倍に相当する金額を加えた金額というたらどのようになるのかというところをちょっと詳しくお願いいたします。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（野田佳秀君） 補償基礎額についてでございます。

こちらについては、別表のほうに記載されております。勤務年数と階級によってちょっと違うんですけれども、団長及び副団長で10年未満の場合は1万3,340円、10年以上20年未満の場合は1万4,170円、20年以上につきましては1万5千円、分団長及び副団長については10年未満が1万1,670円、10年以上20年未満が1万2,500円、20年以上が1万3,340円、部長、班長及び団員が10年未満が1万円、10年以上20年未満が1万840円、20年以上が1万1,670円となっております。

今回の改正によってですね、この補償基礎額の30倍に相当する額といったことなんですけれども、勤続年数、階級にかかわらず全て1万5千円の増となります。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ほか、ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第 2 号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 3 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 議案第 3 号 工事請負契約の締結について、細部説明を申し上げます。

令和 8 年度松洋中学校武道場空調設備設置工事の入札につきましては、本社または代理人を定めた営業所等が御坊・日高管内に所在し、電気設備工事及び管工事の資格を有している 5 業者を指名し、去る 5 月 26 日に入札執行いたしました。

今回の入札は工事設計額が 5 千万円以上の入札のため、低入札価格調査制度を適用し、あらかじめ低入札調査基準価格を設定しての入札となります。

入札の結果につきましては、予定価格 5, 593 万 1 千円、低入札調査基準価格 5, 145 万 6 千円に対し、最低入札価格は 4, 150 万円で低入札調査基準価格を下回る入札であった為、落札者の決定を保留しましたが、後日、積算内容等についての調査を行った結果、当該入札金額によっても本件工事請負契約が適正に履行されるものと判断します。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものであり、契約の相手方は和歌山県御坊市藤田町藤井 2 1 2 1 番地、株式会社狩谷電気店、代表取締役、狩谷樹生氏で契約金額は 4, 565 万円ございます。

工事概要につきましては、空調機器設置 12 台、キュービクル設置 1 基などであります。

補足としまして、入札結果等に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9 番、谷進介議員。

○9 番（谷進介君） まず、以前からも聞いていると思うんですけども、何遍聞いても誠に失礼ではありますが、低入札価格調査とはというのをかいつまんで、また当然規定とかはあると思いますので、そのあたり後日でもいいからお示しを願いたいというのと、それと今、聞きますと 5 者で指名入札のうち 3、4、5 は共に低入札調査価格ですね、これより下回ると調査になるというその価格で、この表でよく分からない、よく分からないというか、その 3 者には抽せんによる順位が入っています。今回の契約相手方は一番上で、その次のところと。そうすれば、この今回のところが調査の上、駄目ということであればその次の、名前あるのでもう申し上げますが、紀南電設さんになるのに一定調査をして、それも駄目ということであれば、次の 1、2、3 というふうになっているというふうに理解してよいのか。

もう一点、もう単純な質問です。空調機械というのはよく分かるんですよ。キュービクルというのは、これは何かご説明を願えたらと思います。

○議長（繁田拓治君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

まず、低入札調査とはということでございます。これはですね、国のほうでこういうふうな文書も来ていますけれども、まずは工事の品質確保、ダンピング防止のためにこういう価格を設定してですね、それを下回る応札が行われた場合ですね、それにより、その価格により適切な工事施工が可能かどうかを行う調査のことです。

美浜町につきましては、美浜町低入札価格調査実施要綱というものがございまして、これに基づき調査をするということでございます。

2点目の入札結果の順位ですけれども、議員おっしゃるとおりですね、まず1点目、今、上程させていただいております狩谷電気店が4、150万円、これの調査を行いました。仮にこの調査がですね適切な工事施工ができないよと判断した場合は、この2番目の会社になります。これも調査しまして、なかなかこの金額では難しいよというような結果になりますと、おっしゃるとおりですね抽選の順位の順番ということで、この表で行きますと上位2者が履行が不可能であると判断した場合ですね、3番目の第一テックさんになるというようなことございます。

それと、今回空調設備ということで空調を12台ほど入れるんですけれども、これ受電設備、通常、家庭なんかですと普通に電気を引き込んでというようなことございますけれども、高圧になりますんで高圧受電設備、キュービクルというんですけれども、それを設置してですね電気を受電し、そこからこの設備に電気を回していくというようなことございまして、この高圧設備をするほうが電気の使用料とかですねそういうのも通常よりも安くなるというようなことございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 調査もされて問題ないということですが、一般的に低入札調査価格をかつまだ20%ぐらい下回っているわけですよね。これ、もう老婆心ながら議員でもありますし、間違いなく問題なく工事が施工される、そういう理解でよろしいですね。

○議長（繁田拓治君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

まず、結論から申し上げますと、今回上げさせていただいているので間違いなくできるというようなことございます。それと、今回ですねこの低入札調査を行ってちょっと今までと違った形というような形がございました。何かといいますと、人件費を含むもの全てに対して、やはり設計よりも高値になっております。経費につきましてもですね、共通仮設費は設計費の90%程度の計上、あと現場管理費、一般管理費につきましては設計費

の100%以上の計上になっております。

何が違うのかという話になりますと、空調機器とキュービクルの値段のみの差額で空調機器のほうで約900万程度が設計より安い、キュービクルについては設計より800万近く安い、それで1,700万ほど安くなっているんですけども、そこについてはですね材料の代理店のほうにも確認しました。値引きもされていないし、うちの金額で入れていますということでございます。

また、ちなみにですねこの2番札を入れている業者とも同じメーカーの品物を見積りを取っておりました。そこについてもですね同じような値段だったというようなことでございます。

人件費については設計に近い、設計以上のものを計上している、材料も見積りによりその金額で入るということでございますので、今回施工可能というふうに判断させていただきました。

○議長（繁田拓治君） よろしいですか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 令和8年度美浜町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中西幸生君） 議案第4号 令和8年度美浜町一般会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,206万8千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を47億6,576万9千円とするものでございます。

まず、3ページ、第2表地方債補正の変更は、過疎対策事業債の限度額再算定により140万円が追加されましたので、外出支援事業の限度額を1,140万円に増額いたします。

緊急防災・減災事業債の小学校スロープ新設事業については、物価高騰の影響により800万円を追加し、限度額を1億860万円に増額いたします。

それでは、歳入からご説明いたします。

7ページ、国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金59万1千円の追加は、当初予算で計上しております備品購入費に対する松洋中学校の理科教育設備整備費等補助金でございます。

民生費国庫補助金222万1千円の追加は、障害者総合支援事業費補助金98万9千円と地域診療情報連携推進費補助金123万2千円ございまして、電算処理委託料に対する国庫補助金でございます。

繰越金1,985万6千円の追加は、財源調整でございます。

町債、消防債800万円の追加は、緊急防災・減災事業債の小学校スロープ新設事業へ追加し、民生債140万円の追加は、過疎対策事業債の外出支援事業へ追加いたします。

次に、歳出についてご説明いたします。

まず、全般的には人件費の補正がございますが、昇格を含む4月の人事異動等により各科目において、給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金の増減でございます。また、4月から共済組合負担金の利率の変更により、人事異動のない科目でも共済費の補正がございます。

9ページの議会費からでございます。

議会費13万3千円の追加は、人件費の補正でございます。

総務費、総務管理費は820万3千円の追加でございます。

内訳は、一般管理費366万9千円の減額は、人件費の補正でございます。

財産管理費1,187万2千円の追加は、委託料387万2千円は庁舎外壁改修工事設計委託業務、公有財産購入費800万円は町有地の購入で、和田東地区や町が臨時的に利用している広場を購入いたします。

11ページの徴税費179万円の減額は、人件費の補正でございます。

民生費、社会福祉費は1,047万円の追加でございます。

内訳は、社会福祉総務費25万8千円の減額、国民年金費15万6千円の減額は、人件費の補正でございます。

老人福祉費99万2千円の追加は、人件費の補正と、14ページ繰出金55万円の追加は、介護保険のシステム改修に伴う介護保険事務費繰出金でございます。

心身障害者福祉費210万8千円の追加は、人件費の補正と、委託料198万円の追加は、障害福祉サービス等報酬改定に伴う電算処理委託料でございます。

心身障害者医療費256万9千円の追加は、医療費助成に関するオンライン資格確認の実施に伴う電算処理委託料でございます。

地域包括支援センター運営費521万5千円の追加は、人件費の補正でございます。

民生費、児童福祉費、児童措置費410万8千円の減額は、人件費の補正でございます。

15ページの衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費943万1千円の追加は、人件費の補正でございます。

農林水産業費、農業費、農地費59万5千円の追加は、美浜町土地改良区が管理してい

る畑地灌漑配水池の修繕に係る土地改良区緊急遮断弁更新事業負担金でございます。

17ページの土木費、土木管理費、土木総務費24万1千円の減額は、人件費の補正でございます。

消防費は818万8千円の追加でございます。

内訳は、非常備消防費15万9千円の追加は、新入消防団員が当初の予定より増員となったことによる制服等の追加購入費でございます。

災害対策費802万9千円の追加は、当初予算において備品購入費のトイレカーに含んで計上していた保険料や税金を役務費や公課費に振り替える補正と、任意保険料2万7千円の追加でございます。工事請負費800万円の追加は、物価高騰の影響に伴う小学校スロープ新設工事の補正でございます。

教育費、教育総務費、事務局費34万5千円の追加は、人件費の補正でございます。

19ページの小学校費、学校管理費は334万2千円の追加は、パートタイム会計年度任用職員である町単講師1名の和田小学校への増員による人件費の補正と、需用費162万円の追加は、和田小学校におけるスロープ新設工事での騒音や振動が特別支援学級の児童に影響を及ぼすことが考えられるため、工事の影響を受けない空き教室を特別支援学級に適した教室に改修する修繕費でございます。

中学校費、教育振興費は、松洋中学校の理科教育設備整備費等補助金に伴う財源更正でございます。

こども園費109万1千円の減額は、人件費の補正でございます。

21ページの社会教育費は19万9千円の減額でございます。

内訳は、社会教育総務費20万7千円の減額は、人件費の補正でございます。

公民館費8千円の追加は、人事異動に伴う防火管理者講習会負担金でございます。

保健体育費、保健体育総務費32万円の追加は、スポーツ全国大会出場補助金でございます。

23ページの公債費、元金56万6千円の減額、利子126万6千円の追加は、平成27年度に借り入れた臨時財政対策債において、10年目の利率見直しにより元利償還金が確定したことによる補正でございます。

以上で歳出の補正についてご説明申し上げます。

添付資料といたしまして、給与費明細書、地方債の現在高の見込に関する調書を添付いたしましたので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。7番、谷重幸議員。

○7番（谷重幸君） 18ページ、小学校のスロープの新設工事の追加で、これはなぜなのかというところと、プラス物価高騰の影響というのは皆さん理解できるのかと思うんですけども、この800万の具体的な積算根拠あるいは国のほうで何か示したものなのか、あるいは入札を加味した中で業者間とのやり取りで金額が決まっていくのかとい

うところをお願いします。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（野田佳秀君） お答えいたします。

この800万円の補正についてです。

こちらについては、中東情勢の影響などもございましてあれなんですけれども、現在行っている設計で資材など物価高騰の影響で予算増額が必要となったといったところでございまして、内訳といたしましては、建設工事のほうで191万8,041円の増、電気設備工事、機械設備工事のほうで93万9,770円の増、共通仮設費で34万3,602円の増、現場管理費では15万3,055円の増、一般管理費では28万1,532円の増、消費税36万3,600円の増、トータル399万600円の増ということで、これ1件当たりです。松小と和田小掛ける2になりますということで、800万円の増額補正といったところでございます。

○議長（繁田拓治君） 7番、谷重幸議員。

○7番（谷重幸君） 当然、防災のことなので早くという思いはあるんですが、あるいは工事あるいは完成時期のめど等々影響はないのかというところの確認と、それともうついでに外出支援の追加についてちょっともう少し詳しく説明をお願いします。

それと、小学校費、修繕費で教室を揺れないとかありましたけれども、例えばどういうことをするんですか。

○議長（繁田拓治君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 谷議員にお答えします。

まず、私のほうからはスロープの工事のことでお答えします。

この予算の補正をもし議決いただけたらですね、7月13日あたりで入札しようと思っています。その後、5千万以上になりますので、また議会の承認が必要ということになっております。年度内完成を目指してですね、いろいろ今もう既に学校とも打合せしていますけれども、施工方法を考えながらやっていくというようなところでございます。

ただ、和平に向けた覚書の合意というようなこともございますけれども、中東情勢を踏まえて資材ですね、そういうようなことの納期についてどういった状況になるのかというのは注視していかなければならないし、金額についてもそうだというようなことでございます。

それと、先ほど質問の中でですね、これ国のほうからも文書が来ておりまして、「中東情勢を踏まえた適正な請負代金の設定や適正な工期の確保の徹底について」というような文書も来ております。今回の補正はですね、そういうようなことも含めてさせていただいたというようなところでございまして、年度内完成に向けて鋭意努力していきたいなというふうに考えております。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中西幸生君） 外出支援券のことで、事業自体が増額したわけではございま

せん。1千万円の起債を予定しておりまして、その起債について1,140万円で同意が得られたということで140万円を追加して、要するに追加することによって一般財源分を下げると、140万減額するということでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（北村卓也君） 谷重幸議員にお答えいたします。

教育費の小学校費の需用費、修繕費162万円についてでございます。

この修繕費用につきましては、8年度におきまして小学校のスロープの新設工事が行われます。それに伴いまして、工事中におけます騒音であったり振動などが懸念されるためにですね、この費用につきましては和田小学校になります。和田小学校の特別支援学級はですね、本館ではなくてバックネットのある新館側に学級が2学級ございます。予定ではですね、その新館の前、今、花壇があるかと思うんですけれども、その部分にスロープが設置されるやに伺ってございます。結局、南側になりますので教室から丸見えというようなところに設置される予定と聞いてございまして、工事期間中ですね、本館のですね校舎の2階と3階に特別支援学級を移動したいというふうに考えてございます。

それに基づきまして、教室のドアがですね現在木製でございまして、それをアルミ製に変更するとかですね、LED照明を替えたりカーテンをつけたり必要最小限、床の修繕であったり本当に必要最小限の修繕を行いたいというような中身でございます。工事終了後におきましては、また元の新館の特別支援学級へ戻るというようなことになってございます。

それと、この費用につきましては和田小学校というふうになってございまして、松原小学校につきましては特段費用は計上してございません。と申しますのは、松原小学校で予定されている位置につきましては校舎の北側というふうに伺ってございます。今、公民館との間に池があるかと思うんですけれども、その部分というふうに今、伺ってございまして、校舎は窓も南側向きですので、少し距離がありますので、その部分については現在考えてはございません。ただ、今後の進捗に併せてですね、そういう場面が生じたときは、私どもも少し考えていきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 少し、ちょっと今の関連というか同じような重複しているところもあるんですが、まず老人福祉費ということで140万云々ということで、それを起債の額が増えたからということでご説明はいただきましたが、そのどんなちゅうんかな。そうすると、この表をただ見ますとですね、予算書を見ますと、ただ、このこれだと地方債が140万増えて一般財源を40万何がし減らすと、それに対応する支出での明細で職員手当、共済組合費、介護保険の事務費というふうになっていますので、一見するとこの地方債の分であと賄ったようにしか取れないんですけれども、それはそれで今、そうすると今

の説明とそごが出てきますよね、そうだとすれば。

その辺の説明をお願いしたいのと、もう一点はちょっともうこれは解釈の違いでそんな細かいとは思いません。少し危険性をはらむというふうに考えられることが蓋然的かなとは思いますが、町有地というか町有地購入でございますよね。何もこれにああこう言うんではないんですが、この町有地となれば全住民の方がこれは利用可能なはずで、一般財産になりますので。現在は、所有者の方から和田東地区がもうそういう極めてパーソナルな契約で借りているんでしょうけれども、そうなりますと和田東地区の方が従前と同じような使い方に影響が出ないのか。一般財産となって、私がわざわざ使うにはいきませんけれども、そんなふうにして和田東地区はずっとスケジュール的にいろいろされていると思いますので、そこに影響が行かないのか。その手当てのために条例というのは、例えば条例をする、規則をつくる、要綱をすとか、指定管理というのは語弊ありますけれども、そういうふうな形で和田東地区にちゃんとそういう権利ではありませんが、そういう法的というか、そういう裏づけをつけるとか、そういう考えはないのか。

また、町有地になれば、ここにおけるいろんな賠償事案とか経過とかそういういろんなことがあるとは思いますが、そのあたりはどのようにお考えになられていますか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中西幸生君） お答えします。

まず、老人福祉費の起債のことでちょっと、この部分このまま見れば人件費に起債が充当されているんじゃないかということだと思いますけれども、実際、今回その外出支援券につきましては、実際この老人福祉費の中に外出支援券があるんですけれども、それについては今回予算の増減はございません。よって、ここには出てきてはいないんですけれども、老人福祉費の中へ、要するに外出支援券のところへ充当するという考えで、ここへ地方債140万円を入れさせてもらうというところであります。

ですので、人件費につきましては町単の一般財源での補正でございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

それと、和田東の土地の購入の件につきましてですけれども、現在、和田東につきましては、この土地については29年前から様々な地区のイベントで使っておると聞いております。大体、年間的には200日程度、皆さんもご存じと思いますが、クリスマスツリーとかああいうのも含めてですけれども、そのぐらいの利用をしているところも聞いております。

東地区からは、要するに民間に渡らないよう何とか町で購入していただけないかということで、それが平成元年からずっと継続して要望いただいております。それで、町としましてもいろいろその間、土地の所有者とも町長も直接お話もされまして折衝しましたところ、ご理解いただけたところでございまして、町としましてもやっぱり東地区は今後も継続して利用していただくために、また資料にも書いていますとおり、ひまわりこども園も臨時的に利用しておりますので、やはり町としても必要な土地であると判断したところ

でございます。

先ほど、議員からお話ありました管理運用のことについてですけれども、使用方法や利用の規則などについては今、各集会所についてもそういう規則とか条例とか別に決めているわけではございません。そちらについてと同様にですね、地区が主として管理していただいて、使用方法などについては地区でお決めいただいて、地区以外の方がもし利用されとかそういうことがあればですね、地区長の判断に委ねたいと思っております。

それと、賠償責任のことです。

当然、土地については今後美浜町に変わったとしたら、その土地に関して何かが問題やトラブルが起こったときに、町も責任が問われることもあると思います。当然、逆に地区が管理していただくところもありますので、地区が要するに賠償責任を負わなければならないときもあるかも分かりません。その辺については、ケース・バイ・ケース、そのときのケースに応じて地区と対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 予算書のほうは補正予算でありますので、補正した部分しか表記しないからこういうことになるんですね。できれば、もうちょっと分かりやすく、これだとかおかしいし、今でもやっぱりどう見ても一般財源というか給与のところに起債も使われているとしか見えないので、何か変更ができるのであれば。

でも、それがもとで予算書がまた補正のたびに膨大になるのであれば、そうすると本末転倒にもなりかねませんので、それはそれですけれども、ただ、でも使用規則であくまで地区で、もちろん今もそうですし今後もそれがよりベターなんでしょうけれども、やはり何かトラブルがあったときに地区の方がしっかりと対応ができないということになると、それは町もそういうことは願ってはないことだろうと思いますので、いたずらなトラブルを惹起しないためにもやはり町は手だてをするのが一般的だと言われますが、どうなんでしょうかね。

それと、損害賠償の件ですけれども、土地だけ、でも土地に何か構築物なりものが建てば、例えばそれは不動産なりますので、それは当然所有者の責任。多分、民法では善意無過失の責任があると思いますので、あると規定されているとたしか記憶していますので、そのあたりはもう少ししっかりと再度お考えに、使用管理の話と今の賠償というか責任管理の問題と、まずもう一步踏み込んで考えるというようなお考えはありませんか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中西幸生君） お答えします。

やっぱり、規則等を町で設けると、ほかの今の地区で利用していただいていますところ、集会場とか広場に関しても、ちょっと例えば三尾小学校のところとかいろいろななかなか難しいところも出てくると思いますので、やっぱり柔軟に対応できるように今の状況で今後も進めたいと思っています。

賠償責任については、確かに法律上の賠償が伴えば町は当然補償させていただきますので。

以上でございます。

○議長（繁田拓治君） 関連、7番、谷重幸議員。

○7番（谷重幸君） ちょっと確認で、区のほうに管理をお願いする、いわゆる草であるとかそういうことであっても区のほうでやっていただくということでもいいんですね。プラス、それと区の長年の要望云々も理解はするんですが、こども園の臨時駐車場、当然これ教育課のほうでも購入の意思云々に関しては、教育課のほうでもぜひ購入をお願いしますというふうな意思があったのかどうかと、お願いします。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中西幸生君） 管理について、地区のほうで今回の要望のときでも地区要望に書いていたんですけれども、購入していただければ引き続き区のほうで管理するということで、現状も区のほうで草の管理等はやっておりますので、引き続きお願いします、できますかということも確認した上で、今回購入のほうにかじを切ったところでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（北村卓也君） 谷重幸議員にお答えいたします。

町有地の購入についてでございますけれども、現状はですねひまわりこども園におきましてこいのぼりを上げたりですね祭りのときの山車を飾ったりですね、それは地区ですけども、クリスマスツリーを見学しに行かせていただいたり、あと日々の散歩であったり遠足等でですねお弁当を食べさせていただいたりですね、そういうような園児への活用をさせていただいているところでございます。

また、駐車場といたしましては、8月の夏祭りであったり、あとは11月の運動会にですね臨時駐車場として現在、活用をさせていただいております。ご質問のですね意思があったのかというようなところでございますけれども、もちろん先ほど申し上げさせていただきました活用をさせていただいておりますので、もちろんあればですね引き続き活用させていただきたいというようなことでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 7番、谷重幸議員。

○7番（谷重幸君） 意地悪な質問しまして、すみません。

あと、一つ気になるのが、例えば今後、ちょっと質疑なんで今後のことを言うても仕方ないんですが、恐らくほかの地区なんかでも建物、土地に関して同様の理由等々で購入の意思があった場合、ちょっとここで全ての考え方をまとめられるかどうか分かりませんが、これは町長あたりからちょっと考え方について一言いただけますか。

○議長（繁田拓治君） 簗内町長。

○町長（簗内美和子君） 谷重幸議員にお答えいたします。

本当に、この和田東の土地については長年東地区が使ってきて、平成元年ぐらいからもう要望があったと。そういうことで、私としてももう長い間の要望、活用ということでこれを決断したわけでございます。

議員ご質問の同様のこういうのがあったらどうかということですが、どうしても必要であると決断するとか、長年どうしても必要であるというような意見をいただければ、また考えてはいきたいと思いますが、今のところそういうこともございませんので、今後そういう意見が出てくれば、またいろいろと検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 単純な疑問です。

まず、16ページの一番下、土地改良区緊急遮断弁更新事業負担金、これ総事業費が幾らなのか。それと、これだけ見ると町の施設ではないのにその事業になぜ町として負担金というふうにお金を出さなきゃならない、負担金という名前ですので、なったのかというような疑問があるのでお示し願いたい。

それと、細かいのは今回ちょっとお聞きしたいので、例えば災害対策費のところで任意保険の保険料ありますがこれの担保内容、それと何か気がついたのは初めてなんですが、最後のほうの公民館費のところで防火管理者という取得講習かな、これがどんな種別なのか、またはたまた今、職員の方でどういう種別を何名取得されているのかとか、町には防火管理者選任義務のある施設が幾つかあると思うんですが、そのあたり従職されているのかというのをお願いしたい。

○議長（繁田拓治君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 谷議員にお答えします。

まず、総事業費ということでございます。今回のこの事業費、総事業費は187万円ということでございます。財源内訳につきましては、県の小規模土地改良事業の補助金30%、56万1千円、それと今回計上させていただいておる町のほうが59万5千円と、自己財源が71万4千円の合計187万円というようなことでございます。

それと、ここで負担金補助及び交付金の中の負担金というようなことでございますけれども、これ過去にこの施設というのは町がやった、事業をした畑地かんがい事業というふうに聞いております。それと、今回緊急遮断弁ということで、緊急的に大量の水が流れ出たときにそれを遮断する弁を修繕するんですけれども、これを修繕することによってですね農業者だけではなく、その下流域にある民家、そういうところにも益があるというのか、それを守るためでもあるというようなことでございまして、今回負担金として計上させていただいた次第でございます。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（野田佳秀君） 災害対策費の任意保険料2万7千円の補正についてでございます。

こちらについての保険ですが、町村会の保険のほうに加入する予定でございまして、対

物対人ともに無制限の保険のほうに加入する予定です。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

公民館費の防火管理者講習会負担金8千円についてでございます。

まず、この4月の人事異動におきましてですね中央公民館長、図書館長が変更となりました。そのことに伴いまして、現在、防火管理者が不在となっておりますので、消防法に基づきまして資格取得に係る予算を計上させていただいております。

種別につきましては、甲種の防火管理者を受講予定というふうになってございまして、今現状、公民館では誰も持っていないというのが正直現状なところでございます。もちろん、教育長もですね私もひまわりの園長も防火管理者は持っておるところなんですけれども、その部分だけ報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 前段の質問はそれで分かりました。

今の防火管理者のところだけ。

たしか、防火管理者が替わると消防計画書というのは提出されるんですかね。ここだと広域消防本部に。それも、となんな簡易消防団みたいな何かそんなそういう名簿とかいろいろ出すやに聞くんですが、それも避難訓練も年2回とか甲種だとそのあたりいろいろあると思うんですけれども。

それと、もう一点、町の施設で乙種で済むというようなそういうのもあるんですか。単に質問だけなんで何のあれもないんですけれども、その辺お分かりになればお答え願いたい。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中西幸生君） お答えします。乙種のところについてはちょっと規模的な面積によって変わってくるので、庁舎においては当然面積が広い、大きいので甲種になるんですけれども、300㎡未満とかになれば乙種もあるんですけれども、ちょっとすみません、各課で管理をしておりますのでちょっと確認しておきます。当然、防火管理者が変更になればそういう計画書についても当然提出するようになります。当然、役場庁舎についても今年4月から私が総務課長になりましたので、私のほうが防火管理者として登録させていただいております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 18ページの消防費の中の備品購入費で、制服一式15万9千円ですか予算計上されています。今回、三尾地区でも何人か新しい新入団ができて、3人か4人の分も含まれていると思うんですけれども、これ何人分の制服一式かな。作業着と

かはっぴとかシューズとか全部全て含んでの値段だと思うんですけども。

それと、もう一件は、高齢化によって新入部員がなかなか集まらんと、もう三尾はその典型的なもので三尾自身が高齢化しているんでなかなか新しい、もう辞めていく人が結構いてるんで、だから私のようなもう70半ば、後半の人が何人もいてます。そういう中で、なかなかあれやからもうどこかの1つの分団は大変やから、もう和田へ入れてもうたらというような意見もないことないんですけども、今回何とかということでみんな探して、私も近所の人を探して2人ほど入れてもろうて、何とか四、五人ぐらい増えて確保できたんですけども。

これ、今後のことを考えて例えば三尾は3分団か、1分団、2分団に関してはどうですか。あとの分団はもう大体定数いっぱい確保できて、そんなに高齢者もなくできているのかな。やっぱりこういう町、全国的にも少ないということ、高齢化ということは聞くんですけども、美浜町の消防団員の現状ですね、三尾はこういう現状ですけども、ほかの和田、松原に関しては今のところは順調にいらしているという判断でいいんですか。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（野田佳秀君） お答えいたします。

新入消防団員についてですけども、当初の予算では6名予算のほう取っておりました。それが8名に増員になったということで2名の増が生じたので、そちらの2名の増について制服等を購入したといったところです。制服についてですけども、制服以外にもですねアポロキャップとか長靴とか階級章とかはっぴ、ヘルメット、かっぱ、編み上げ靴、そういったものを購入のほうをする予定でございます。ただ、1名当たり7万9千円ほど要ってきます。

美浜町の消防団の現状についてです。定数につきましては102名でして、現在の団員数が101名です。1名の減といったところです。その1名というのが三尾分団のほうになります。今年度での募集というのはあれなんですけれども、その1名については来年度募集のほうをかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） まだ現在欠員が1名と、その1名は三尾地区やと。三尾地区も今度、たしか五、六名増えたんで大分補充されて、ただ、高齢化があると。だから、もうあと二、三年やったらもう精いっぱいやという人も、もう我々もそのうちの1人ですけども。

だから、ほかの1分団、2分団に関しては定員いっぱいあるし何とか現状で、女子も含んでいるんですね。女子も2名含んだあれですね。現状は何とかやっていけるということですね。はい、分かりました。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 22ページですねスポーツ全国大会の出場のどこがどんな感じ

で出るのか、ちょっと詳しく教えてください。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（北村卓也君） 北村議員にお答えいたします。

スポーツ全国大会出場補助金32万円についてでございます。

これにつきましては、去る5月にですね高円宮賜杯第46回全日本学童軟式野球大会マクドナルド・トーナメントにおきまして、美浜少年野球クラブが優勝をされました。令和8年8月7日から8月13日までの7日間におきまして、四国の愛媛県で開催されます全国大会へ出場するための金額ということになります。この補助金につきましては、美浜町小中学生スポーツ全国大会出場補助金交付要綱というのが当町にもございまして、まず予選または予選に準ずる大会で勝ち上がり、優秀な成績を収めることで出場できる全国規模の大会で、日本スポーツ大会またはこれらに加盟する中央競技団体が主催する大会、今回で言いますと全日本軟式野球連盟ということになります。その大会に出場登録する選手、監督または代表者等が対象となりまして、補助対象経費につきましては、大会の開催地までの移動に要する交通費、宿泊費に対しまして一定の金額を限度として補助するものでございます。

今回につきましては、愛媛県で開催されるため、小学生は1人1万5千円、監督等につきましては1人当たり2万5千円を補助基準額として設定させていただいてございます。なお、予算の積算内容につきましては、子どもが1万5千円の13名、大人が2万5千円の5名分ということになりまして、合計32万円というような補正内容でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 私もこれ詳細お聞きしたかったんですが、今、積算の人数掛け算と聞きましたが、8月7日から13日ですよ。この数字というのは、ちょっとそれだと一定の割合というのはどのような根拠なのでしょう。1日で帰ってきたらあれですけども、通常それなりに期待をして何日か行かれると、自分もこういうところに勤めた経験もありますので、とても額的には何か1日分、1.5日分ですか、見積もってもそんな程度にしか見えない。交通費は、これだともうそれ含まずにですよ滞在費でそれぐらいは要るんじゃないかなと思いますが、そのあたりどのような考えか、またその割合、そのあたりを今後どうするとか、そんなお考えはないんでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりですね、8月7日から13日まで約1週間ございます。全て、毎日毎日あるのかと言いましたらそうではないように思うんですけども、もちろん期間は長くてですね、長いとは思いますが、今の私どもの要綱ではですね限度額がそういうような数字というふうに定めてございますので、今現状はそういうような状況でございまして、子どもさんにつきましては1人1万5千円、大人につきましては2万5千円

を限度額として出させていただいているというのが現状でございます。

ただ、議員おっしゃるようにですね1週間ずっと勝ち進んでですね優勝まで、決勝戦まで行く場合はですね、やはり金額が非常に足りないんじゃないかなというのは正直私も感じているところでございます。今回につきましては、こういうようなことで計上はさせていただきますけれども、もちろん今後そういうことも視野に入れてですね何かできないか、移行できないか、そういうようなところも感じたところでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 少し補足させていただきます。

この制度ですけれども、中学校の部活におきましては、全国大会出場する際につきましては、旅費等々は教育委員会のほうで補助というんですか、出しているんですけれども、いわゆる小学生もやっぱり頑張っている、いろんな競技で頑張っております。その子どもたちがこういう大きな大会へ出場するときに、何とか、それまではもう完全全部保護者負担であったわけですが、やっぱり頑張っている子どもたちに何とか支援できないかと、そういう発想の下で、全額とまではいきませんが、旅費を地域によって、こういう上限を決めることによって何とか補助していきたいということでこの制度を創設した次第です。

ですから、これはまだ現状に依拠しているいろいろ調査しながら、もしもう少し増額する必要があるのであれば、それについても今後検討をしていきたいということで考えているところでございます。ですから、本当にこの期間が長くなれば、なかなか宿泊費に充てる額では当然ないというのは承知しているんですけれども、そういうことでご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 関連です。

今のお話にもありました、やっぱり子どもたちが1週間頑張って勝ち続けるということ、やっぱりかなりの親御さんのサポートというのがすごく必要になってくると思うんです。それで、この今の積算を聞いておりますと子どもさんは13名分ということと、ほいて大人分、大人の方が5名分ということで、そのクラブのほうから5名と13名でええよと言ってくるんだったら、これであれかなと思うんですけれども、これって要綱の中に大人は最高何名とか子どもさんは何名とかと、そんなん決まっているのか、それか遠慮されて大人5名とされているのか、その辺ちょっと聞きたいです。

○議長（繁田拓治君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） お答えいたします。

これは各大会の要綱があります。その要綱の中には、監督であるとか選手何名、そして監督、コーチ等々何名という登録の規定があります。その要綱に基づいて人数を出してあ

ります。したがいまして、この団体からの要請ということではなくて、あくまでもその要綱に基づいて人数を出しているというそういうことでございます。

○議長（繁田拓治君） ちょっと時間たちましたので、しばらく休憩します。

午前十時四十一分休憩

———・———

午前十時五十五分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

質問まだありますか。5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 先ほど皆さんが質問なさったときに、私も関連で質問をすればよかったんですけども、財産の管理費の800万というところで、和田東の地区に土地を買収して買っていて、子どもたちや区民の方々が遊ばれるという部分で、非常に有効なお金の使い方と私は思っております。

そこでちょっと少し懸念するのが、これはあくまでも美浜町のものになったわけですから、先ほどのちょっと条例の問題であつたりとか、ちょっと提案もあつたかと思うんですけども、条例までほかの集会場とか、そういったものも美浜町、他町ではありましたけれども、そういったこともちょっとなかったのは、私、前の質問をしたときに、それは分かっているんですけども、ただ1点、旧三尾小学校は廃校になったために、あとは三尾区のほうに運用をお任せするというようなことでされていました。

それで、住民の方々と利用したいと思う気持ちの中で、ちょっとトラブルとかもあつたことがあり、私もいろいろ何回か提案させていただいたと思うんですけども、今回、新たな町の財産として和田東のほうにあるのは、あくまで和田東地区なり美浜町民なりがきっちりと楽しんでいただける有意義な場所になると思うんですけども、あくまでも運用は和田東の地区の方にお任せするということだったと私は認識しているんですけども、運用的なところは、そういったことでも大丈夫かと思うんですけども、今は特にそれでトラブルはないかもしれませんが、将来的にこういったことが出てくるかも分からない、住んでおられる方々も変わってくるというようなことは当然考えられますので、できれば町の立ち位置はしっかりとやっていただきたいなという、私は思いがあるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 簗内町長。

○町長（簗内美和子君） 山崎議員にお答えいたします。

町の立ち位置ということですけども、本当に皆さん仲よく使用していただけたらということと、あと、ひまわりに何か使用の目的があつたら機嫌よくというんですか、きちんと貸してもらえとか、そういうことをきっちりできるように町として、東のほうにも指導していきたいというふうには考えております。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 今そういうお答えをいただきましたので、きっちりとした形で、

何か運用上のトラブルがあったときは丸投げではなく、きちっと町が整理をしていくというようなところへのルール化と言ったらおかしいですけども、条例までいかなくてもどういうふうなルールがあるかとかいうふうなところもきちっと把握していただいて、せっかくいただいた町の憩いの場になると思いますので、東地区だけでなくもほかの方も利用できるようなところで、トラブルがないような形でやっていただきたいと思います。

○議長（繁田拓治君） ないですか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 令和8年度美浜町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 令和8年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第5号 令和8年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ55万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億3,265万1千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金55万円の追加は、システム改修に伴う事務費繰入金でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費55万円の追加は、令和8年8月からの制度改正に伴うシステム改修委託料でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 令和8年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 令和8年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第6号 令和8年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、4ページ、補正予算実施計画の見積基礎、収益的支出について、ご説明いたします。

営業費用、総係費65万9千円の減額は、人事異動による給料36万3千円、手当10万3千円、法定福利費19万3千円の減額でございます。

営業外費用、消費税及び地方消費税2千円の追加は、人事異動による通勤手当の減額によるものでございます。

収益的支出の補正額は65万7千円の減額で、補正後の事業費用合計は1億1,479万7千円でございます。

次に、1ページに戻っていただいて、第3条では、当初予算第8条の議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費として65万9千円を減額し、2,200万2千円と定めてございます。

最後に、6ページは補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億6,736万3千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 令和8年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 財産の取得についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（野田佳秀君） 議案第7号 財産の取得について、細部説明を申し上げます。

防災用トイレカーの導入は、災害時における避難所のトイレの確保・管理は極めて重要な課題であり、ライフラインと同様に、被災者の「命を支える社会基盤サービス」の一つとなるもので、停電、断水下でも使用可能な自走式水洗トイレカーが必要であります。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであり、契約の方法は随意契約、契約金額は2,930万9,170円、契約の相手方は静岡県御殿場市東山990番地、御殿場コート4J、一般社団法人助けあいジャパン、代表理事、石川淳哉氏でございます。

随意契約の理由につきましては、当団体は災害派遣トイレネットワークプロジェクトを運営しており、加入することで当町が被災した場合は協定に基づき、他参加自治体への派遣を要請、良質なトイレの受援が可能となり、災害時におけるトイレ問題が大きく解消することができます。加えて、トイレ支援に不可欠となる被災地における移動型トイレの給水や汚水の汲み取り、点検・修繕の仕組みが構築されており、支援の継続を可能とする仕組みを備えています。

なお、災害派遣トイレネットワークに加入するためには、助けあいジャパンが提供する防災用トイレカーを導入することが条件となるためでございます。

補足といたしまして、資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありますか。

そしたらまず、反対討論はありますか。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 私は、本案、議案第7号 財産の取得について、取得する財産、防災用トイレカーに反対をいたします。

以下、その反対する理由を述べます。

まず、先日来の私の一般質問の中で、町長からのご説明、ご答弁もあり、この本トイレカーは使用可能期間も約20年間程度で、ここの予算2,900万、約3千万で維持、修理等を考えれば三千数百万の支出になると考えられます、20年間で。20年間すると、これがもう支出しっ放しというか、三千数百万が必要になります。

次に、このように多額の費用を費やすのであれば、仮設トイレなら200台程度は購入できることとなります。また、この仮設トイレのほうが、災害時には多方面に複数のトイレが配置でき、真に住民のニーズを満たせ、しかも軽トラックで運べることから機能性にも問題がないことが言われます。

次に、南海トラフ地震とその後に予想される巨大津波災害では、被害規模が甚大であり、国によるプッシュ型の支援体制が確立していると言われていることから、この助けあいジャパンのネットワークに加入されている地方公共団体が、国からの指示をたがえることあり得ず、この助けあいジャパンによる応援の実施はないものと考えざるを得ないこと。

さらには、協定そのものには応援を断れるという規定があるわけで、町長自身のお話によりますと、来てくれると信じているや、希望しているというような答弁に何ら応援に対する信憑性を感じられないこと。

また、町長、当初、助けあいジャパンに加入するための入会金や会費などの費用については必要ありません、これは答弁の要旨にも記載をされております。しかし、その後のトイレカーにおける質疑が進む中、町長ご自身から、和歌山県によるトイレカーの購入費用が約2,100万円、当町のそれは約2,600万円、これは本体だけの価格ですからこうなるんでしょう。差額500万円は、やっぱりネットワークに加入するために増になっているのかなと考えていると、ご自身の言葉ではっきりとおっしゃいました。そうしますと、当初の答弁が虚偽とも言えることになりませんか。そういうことは私は申し上げたい。

このように、確固たる根拠もないまま希望的な観測にすぎている状況では、住民の生命、財産を守ることが最大の責務や、存在理由そのものである地方公共団体としての美浜町のていたらくを美浜町議会議員として全く看過できないこと。

最後に、先ほども申し上げましたが、助けあいジャパンによる応援の実施はないものと言わざるを得ないことから、数千万円もの血税を投入することは、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」。このことに反すること。何といっても、これらのことを看過するのなら、行政へのチェックという地方議会議員最大の責務を美浜町議会が放棄することと同義であると考えます。

幸いにも、同僚議員には数十年の経験をお持ちの消防団員の方は複数名いらっしゃり、さらには元消防団員の方もおられ、真にリアルに被災状況や救助、応援態勢の理解やイメージをしていただけることから、大変頼もしいと感じているところがございます。

以上、ただいまの拙い意見をご賢察の上、同僚議員におかれましては、本議案に反対とご賛同をお願い申し上げ、議案第7号への反対討論いたします。

○議長（繁田拓治君） そしたら、賛成討論ありますか。7番、谷重幸議員。

○7番（谷重幸君） 賛成の立場で討論いたします。

私もこれまでのやり取り、様子等々、聞き入れておりましたが、防災対策にもいろんな種類があると考えています。トイレカーもその中の一つであるという認識の下、町の考え方、あるいは調達に係る経緯等々を含めましても、何ら疑義がないものと思います。

また、トイレカーにつきましても、災害時の有用性、必要性、当然規模にもよりますが、あるいは平時においても、その有効性というのは十分認められるものであると考えております。よって賛成の立場から同僚議員に賛同を求めます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 次に、反対討論ありますか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） 賛成討論ありますか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 監査委員の選任についてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論します。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 監査委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第13 議案第9号 財産の取得について（追認）を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 令和8年美浜町議会第2回定例会に追加提案いたしました議案の提案理由説明の前に、賃貸借に関する契約において、議会の議決を得ることなく契約を履行した不備についてご説明申し上げます。

予定価格が700万円以上の物品等に係る賃貸借契約におきまして、契約満了後、その物品が本町に無償譲渡される場合は、割賦購入に等しいと認められる契約と解釈されており、その契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会議決が必要でしたが、認識不足によって5件の賃貸借契約について議会の議決を得ることなく契約を履行しましたことについて、心から深くおわび申し上げます。

これらの賃貸借契約につきまして、契約が有効なものであると議会でお認めいただかなければならず、追加議案として追認による財産取得の議決をお願いするものでございます。

今後は、このような事態を繰り返さないよう、適正な契約事務に向け、チェック体制の強化を図るとともに、議決事項に係る条例等の一層の理解を改めて職員に徹底し、再発防止に努めてまいります。このたびは、議会及び住民の皆様にご迷惑をおかけしましたこと、心からおわび申し上げます。

それでは、議案第9号について提案理由を申し上げます。

議案第9号は、財産の取得について（追認）でございます。

令和3年度に賃貸借契約いたしました美浜町役場庁舎LED照明設備につきまして、追認での議会の議決をお願いするものでございます。

契約金額は997万9,200円、契約の相手方は大阪府大阪市中心区安土町2-3-13、大阪国際ビルディング、シャープファイナンス株式会社大阪第二支店、支店長、井上芳秀氏でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） 本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中西幸生君） まずは、細部説明の前に、議案第9号、議案第11号、議案第13号につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例で定められております議会の議決を得ずに契約を履行し、追認での議決をお願いすることになりましたことについて、深くお詫び申し上げます。

それでは、議案第9号 財産の取得について（追認）の細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています資料についてもご参照ください。

令和3年度に賃貸借契約いたしました美浜町役場庁舎LED照明設備の財産取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、追認での議決をお願いするものでございます。

賃貸借契約の内容につきましては、庁舎の照明を蛍光灯や水銀灯からLED照明に更新するものでございます。

契約の方法は随意契約、契約金額は997万9,200円、契約の相手方は大阪府大阪市中心区安土町2-3-13、大阪国際ビルディング、シャープファイナンス株式会社大阪第二支店、支店長、井上芳秀氏でございます。

賃貸借契約の期間は令和3年8月1日から令和8年7月31日までの5年間、賃貸借期間満了後における物品につきましては、本町へ無償で譲渡する契約となっております。

随意契約の理由につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定に基づき、有利な価格で契約が締結できると判断したためであります。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） どこで質疑をしようか迷っているところなんです、この後の4本の議案についても同じことだろうと思いますので、まず、その追認決議なるものの法理や定義についてご説明を願いたい。

また、一番の問題点をお聞きしたいのは、議会として聞くべきだろうというのは、具体的内容を伴う再発防止策、これについてはしっかりはっきりとお答えいただきたい。また、今さらではあるのかもしれないが、こういう事案が起こったことについては、提案理由でも今の説明でもありましたが、そこはもう少しその原因をはっきりつかんでおかないと対策ができませんので、そのあたりのところも含めて、しっかりとお答え願いたい。

○議長（繁田拓治君） 簗内町長。

○町長（簗内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

再発防止についてですけれども、職員が物理的に必ず使用する文書、財務決裁システムの、今、財務決裁はシステム上でやっておりますが、そのシステムの掲示板にすぐに出るような形とか、当初予算の編成方針へ賃貸借契約については、議会に付さなければならぬ事案に関する注意喚起を今後していきたいと思っております。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中西幸生君） 谷進介議員の法的な根拠ですけれども、まず、過去いろいろ全国でもあったんですけれども、この追認の行為につきましての有効性というのは、裁判でも認められている判例がございます。その判例によって、この追認する議案が可決されたときには、その瑕疵は治癒され有効となるということで、裁判の事例がございます。

以上でございます。

○議長（繁田拓治君） ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 財産の取得について（追認）は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 財産の取得について（追認）を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。簗内町長。

○町長（簗内美和子君） 議案第10号について提案理由を申し上げます。

議案第10号は、財産の取得について（追認）でございます。

令和3年度に賃貸借契約いたしました図書館システム端末につきまして、追認での議会の議決をお願いするものでございます。

契約金額は782万6,280円、契約の相手方は大阪府大阪市中心区城見二丁目2番53号、富士通リース株式会社関西支店、支店長、豊田彰久氏でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） 本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（北村卓也君） まずは、細部説明の前に、議案第 10 号、議案第 12 号につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例で定められております議会の議決を得ずに契約を履行し、追認での議決をお願いすることになりましたことについて、深くお詫び申し上げます。

それでは、議案第 10 号 財産の取得について（追認）の細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています資料についてもご参照ください。

令和 3 年度に賃貸借契約いたしました図書館システム端末の財産取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、追認での議決をお願いするものでございます。

賃貸借契約の内容につきましては、図書館システム用端末機器・ソフトウェア一式を更新するものでございます。

契約の方法は随意契約、契約金額は 782 万 6,280 円、契約の相手方は大阪府大阪市中心区域見二丁目 2 番 53 号、富士通リース株式会社関西支店、支店長、豊田彰久氏でございます。

賃貸借契約の期間は令和 3 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までの 5 年間、賃貸借期間満了後における物品につきましては、本町へ無償で譲渡する契約となっております。

随意契約の理由につきましては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、性質又は目的が競争入札に適しないため、特命による随意契約を行うものであります。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第 10 号 財産の取得について（追認）は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 11 号 財産の取得について（追認）を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 議案第 11 号について提案理由を申し上げます。

議案第 11 号は、財産の取得について（追認）でございます。

令和 3 年度に賃貸借契約いたしました美浜町役場庁舎空調設備につきまして、追認での議会の議決をお願いするものでございます。

契約金額は 4,307 万 1,600 円、契約の相手方は大阪府大阪市中央区平野町二丁目 3 番 7 号、NTT・TC リース株式会社関西支店、取締役関西支店長、戸澤哲也氏でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） 本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中西幸生君） 議案第 11 号 財産の取得について（追認）の細部説明を申し上げます。

令和 3 年度に賃貸借契約いたしました美浜町役場庁舎空調設備の財産取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、追認での議決をお願いするものでございます。

賃貸借契約の内容につきましては、庁舎の氷蓄熱空調システムの老朽化により空調設備を更新するものでございます。

契約の方法は随意契約、契約金額は 4,307 万 1,600 円、契約の相手方は大阪府大阪市中央区平野町二丁目 3 番 7 号、NTT・TC リース株式会社関西支店、取締役関西支店長、戸澤哲也氏でございます。

賃貸借契約の期間は令和 4 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日までの 10 年間、賃貸借期間満了後における物品につきましては、本町へ無償で譲渡する契約となっております。

随意契約の理由につきましては、指名競争入札を実施しましたが、事前の入札の辞退により入札者が 1 社となり、入札執行通知書の規定に基づき入札を取り止めたので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、入札を辞退されなかった 1 社と随意契約した次第であります。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 財産の取得について（追認）は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号 財産の取得について（追認）を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。簗内町長。

○町長（簗内美和子君） 議案第12号について提案理由を申し上げます。

議案第12号は、財産の取得について（追認）でございます。

令和6年度に賃貸借契約いたしました美浜町立小中学校コンピュータシステム設備につきまして、追認での議会の議決をお願いするものでございます。

契約金額8,908万6,800円、契約の相手方は大阪府大阪市中心区城見一丁目4番24号、NECキャピタルソリューション株式会社関西支店、関西支店長、加納誠氏でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） 本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（北村卓也君） 議案第12号 財産の取得について（追認）の細部説明を申し上げます。

令和6年度に賃貸借契約いたしました美浜町立小中学校コンピュータシステム設備の財産取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、追認での議決をお願いするものでございます。

賃貸借契約の内容につきましては、校務用パソコン・サーバー機器、ハードウェア・ソフトウェア・その他附属機器など、小中学校におけるコンピュータシステム設備一式でございます。

契約の方法は指名競争入札、契約金額は8,908万6,800円、契約の相手方は大阪府大阪市中心区城見一丁目4番24号、NECキャピタルソリューション株式会社関西支店、関西支店長、加納誠氏でございます。

賃貸借契約の期間は令和6年9月1日から令和11年8月31日までの5年間、賃貸借期間満了後における物品につきましては、本町へ無償で譲渡する契約となっております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 財産の取得について（追認）は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号 財産の取得について（追認）を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。簗内町長。

○町長（簗内美和子君） 議案第13号について提案理由を申し上げます。

議案第13号は、財産の取得について（追認）でございます。

令和7年度に賃貸借契約いたしました職員用情報系ノートパソコンにつきまして、追認での議会の議決をお願いするものでございます。

契約金額は3,363万3,600円、契約の相手方は大阪府大阪市中央区城見一丁目4番24号、NECキャピタルソリューション株式会社関西支店、関西支店長、加納誠氏でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） 本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中西幸生君） 議案第13号 財産の取得について（追認）の細部説明を申し上げます。

令和7年度に賃貸借契約いたしました職員用情報系ノートパソコンの財産取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、追認での議決をお願いするものでございます。

賃貸借契約の内容につきましては、職員が個別で利用するための情報系ノートパソコンでございます。

契約の方法は指名競争入札、契約金額は3,363万3,600円、契約の相手方は大阪府大阪市中央区城見一丁目4番24号、NECキャピタルソリューション株式会社関西支店、関西支店長、加納誠氏でございます。

賃貸借契約の期間は令和7年10月1日から令和12年9月30日までの5年間、賃貸借期間満了後における物品につきましては、本町へ無償で譲渡する契約となっております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第13号 財産の取得について（追認）は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第14号 令和8年度美浜町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 議案第14号について提案理由を申し上げます。

議案第14号は、令和8年度美浜町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,558万7千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を47億8,135万6千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページの国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の補正は、燃料・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援実施のための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

繰越金の補正は財源調整でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページの総務費、総務管理費、物価高騰対応重点支援事業費の補正は、燃料・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援実施のため、令和8年第1回臨時会及び第1回定例会でお認めいただいた7月分までの水道料金の基本料金とメーター使用料の免除を3か月間延長し、10月分までといたします。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） 本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中西幸生君） 議案第14号 令和8年度美浜町一般会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,558万7千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を47億8,135万6千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページの国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金588万9千円の追加は、燃料・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援実施のための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

繰越金969万8千円の追加は、財源調整でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページの総務費、総務管理費、物価高騰対応重点支援事業費1,558万7千円の追加は、燃料・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援実施のため、令和8年第1回臨時会及び第1回定例会でお認めいただいた国の重点支援地方交付金を活用した7月分までの水道料金の基本料金とメーター使用料の免除を3ヶ月間延長し、10月分までといたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 端的に質問します。

この3か月分延長以外、違う方法での物価高騰対応云々施策というのは、ご検討はされなかったのでしょうか。なぜまたそのまま3か月分延長という、そういう経緯になったのかも併せてご説明を願いたい。

○議長（繁田拓治君） 藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

この交付金の限度額が6月5日に美浜町に588万9千円が交付されるという通知が来ました。やはり物価高騰の際、困っている皆様に早く何とかしてあげたいという思いがありまして、生活者や事業者に対する支援ということでありましたら、やはりこの水道で両方の方に支援できるのではないかとということで、7月分までだったので、早くこの議会に間に合うようにということで考えまして、そういう決断をしたということでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第14号 令和8年度美浜町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第15号 令和8年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 議案第15号について提案理由を申し上げます。

議案第15号は、令和8年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、収益的収入の補正をお願いするもので、物価高騰の影響を受けた生活者に対して負担軽減のため、水道料金の基本料金とメーター使用料の免除を3か月間延長することに伴う営業収益1,491万6千円の減額と、免除分の補填等による営業外収益1,558万7千円の追加でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） 本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第15号 令和8年度美浜町水道事業会計補正予算

（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の補正をお願いするものでございます。

それでは、4ページ、補正予算実施計画の見積基礎、収益的収入についてご説明いたします。

営業収益、給水収益1,491万6千円の減額は、物価高騰の影響を受けた生活者に対して負担軽減のため、水道料金の基本料金とメーター使用料の免除を3ヶ月間延長することに伴う水道使用料1,386万円、メーター使用料105万6千円の減額でございます。

なお、延長期間は8月分から10月分となっております。

営業外収益、雑収益1,558万7千円の追加は、給水収益で減額となる1,491万6千円と事務手数料67万1千円を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、6ページは補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億6,803万4千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第15号 令和8年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しております議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配布しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午前十一時五十二分休憩

—————・—————

午前十一時五十三分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

お諮りします。

ただいま、各委員長から委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第21として議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第21として議題とすることに決定しました。

追加日程第21 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和8年美浜町議会第2回定例会を閉会します。

午前十一時五十五分閉会

ご苦労さんでした。